

平成30年度七ヶ浜町公共施設等適正管理方針策定業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

平成30年7月6日

七ヶ浜町長 寺 澤 薫

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名 平成30年度七ヶ浜町公共施設等適正管理方針策定業務委託
- (2) 事業場所 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1（七ヶ浜町役場）
- (3) 期間 契約締結日から平成32年3月17日まで
- (4) 事業概要 別紙仕様書及び平成30年度七ヶ浜町公共施設等適正管理方針策定業務委託に係るプロポーザル実施要領のとおり
- (5) 支払条件 業務完了後、年度別上限額の範囲内で支払うものとする。
- (6) 委託上限額 14,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（年度別上限額）平成30年度 4,950,000円
平成31年度 9,900,000円

2 参加資格に関する事項

- (1) 単独企業での参加とする。
- (2) 平成29・30年度における七ヶ浜町の競争入札参加資格の承認を受けた者。
- (3) 七ヶ浜町より指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの間、七ヶ浜町の入札参加資格制限を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続（更生手続開始の申立て以後実施要領の手続きをいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続（再生手続開始の申立て以後の手続きをいう。）が係属中である者でないこと。
- (7) 七ヶ浜町入札等契約暴力団等排除措置要綱（平成20年七ヶ浜町告示第63号）別表の措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (8) 個人情報保護に関する公的な認証である、ISMS（ISO27001）及びPマーク（プライバシーマーク）を取得していること。
- (9) 平成26年度以降に東日本大震災復興特別区域法の対象区域自治体におけ

る公共施設等総合管理計画策定業務の実績を有していること。

(10) 本業務を円滑かつ確実に履行するため、以下に示す全ての有資格者を業務実施体制に配置可能であること。

- ア 認定ファシリティマネジャー
- イ 空間情報総括監理技術者
- ウ 技術士（建設部門 - 都市及び地方計画）
- エ 一級建築士

(11) 宮城県内に技術拠点を有していること。

3 参加手続等

(1) 担当課

区 分	担 当 課	電 話 番 号	住 所
入札・受付及び 事業担当課	七ヶ浜町 財政課	022-357-7438	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷 辺 5-1

(2) 参加申請書類の取得方法

申請書類の取得方法及び期間については、5の表に示すとおりとする。

(3) 仕様書の閲覧方法

仕様書は閲覧に供する。

閲覧方法及び期間については、5の表に示すとおりとする。

(4) 仕様書等に対する質問について

ア 仕様書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入のうえ、5の表に示す期間内に七ヶ浜町財政課宛て電子メールにて提出すること。

イ 質問書に対する回答書は、5の表に示す期日に参加者全員に対し電子メールにて送信する。

(5) 企画提案書の送付期限及び審査の日時、場所及び審査方法

ア 企画提案書は5の表に示す期日までに必ず送付すること。

イ 審査は5の表に示す期日及び場所にて行う。

4 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 参加資格確認書（様式第2号） 1部
- ウ 会社概要（様式第3号） 1部

提案者の企業内容について記載すること。また、平成26年度以降の

同種業務の契約実績及び平成25年度以降の本町との取引実績を記載すること。なお、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

エ 業務実施体制（様式第4号） 1部

業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

オ 配置予定技術者調書（様式第5号） 1部

管理技術者、照査技術者、担当技術者及びその他技術者の氏名、経歴、実績等について記載すること。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

カ 見積書（任意様式）

A4判の任意様式とし、本業務に必要な全ての費用を見積り、提出すること。

なお、見積金額については、消費税及び地方消費税を含むものとし、見積金額の内訳資料も添付すること。

(2) 参加表明書の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

持参又は郵送により提出。郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とする。

イ 提出期限及び場所

5の表のとおりとする。

(3) 参加資格の有無については、5の表に示す期日及び方法により通知する。

5 日程等（下記期間は土日・祝日を除く午前9時～午後3時までとする）

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 ・ 方 法
参加表明書の取得	平成30年7月6日（金）から 平成30年7月13日（金）まで	七ヶ浜町ホームページより 取得
仕様書等の配布	平成30年7月6日（金）から 平成30年7月24日（火）まで	七ヶ浜町ホームページにて 配布
参加表明書 提出期限	平成30年7月13日（金） 午後3時到着分まで受付	持参又は郵送にて期限まで必 着（配達記録の残るものに限 る。）
予備審査結果 通知	平成30年7月19日（木）	参加者全員に、FAXにて通知 し、原本は同日付で郵送する
質問の受付 （メールによる受付）	平成30年7月19日（木）から 平成30年7月24日（火）まで	期限日の午後3時まで 提出すること kanzai@shichigahama.com

回答書の送付	平成 30 年 7 月 27 日（金）	参加者全員に電子メールにて回答
企画提案書等提出	平成 30 年 7 月 30 日（月）から平成 30 年 8 月 1 日（水）まで午後 3 時到着分まで受付	持参又は郵送にて期限まで必着（配達記録の残るものに限る。）
本審査 （プレゼンテーション）	平成 30 年 8 月上旬	会場及び期日については、参加資格者に別途通知
本審査結果通知	平成 30 年 8 月中旬	

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 7 号）

必要事項を記入し、代表者印押印のうえ企画提案書の表紙とすること。

イ 企画提案書（様式第 8 号）

仕様書の目的及び業務内容を踏まえ、次の(ア)～(カ)に従い業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

企画提案書の作成は、A4 判縦 10 ページ以内、横書き、両面印刷、文字サイズ 11 ポイント以上(図、表、画像を除く)とすること。なお、A4 判に収まらない場合は、A3 判とし、A4 判に折り込むこと。

(ア) 実施方針

各種上位計画並びに七ヶ浜町公共施設等総合管理計画と町の特性や地域性等を踏まえ、公共施設等個別施設計画及び公共施設マネジメントの具体的な推進方針や実施に向けた基本的な考え方などを提案すること。

(イ) 実施体制

庁内外に向けた計画の周知と推進のための専門的な知見やアドバイザー等の役割を明確化し提案すること。

(ウ) 実施スケジュール

仕様書の各項目から計画策定に向けた詳細な業務実施スケジュールを作成するとともに、本町と受託者の役割を区分し提案すること。

(エ) 七ヶ浜町公共施設等適正管理方針

本方針を策定する上で必要となる具体的な手法を提案すること。

既存の公共施設に係る管理計画や公共施設白書、施設カルテ情報などの基礎情報を収集し、施設性能分析を行う前提で、以下の内容について提案を行うこと。

- a 基礎情報の更新整理
- b LCCの算定と構成分析
- c 基本方針と縮減目標の設定

d 公共施設マネジメントのためのシステム化方針

(オ) セツ浜町公共施設等総合管理計画の改訂（精緻化）

セツ浜町公共施設等適正管理方針の内容を反映し、公共施設等総合管理計画の改訂を行うにあたり、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂（総財務第 28 号 平成 30 年 2 月 27 日）に従い提案を行うこと。

(カ) 庁内検討会議の運営及び町民合意形成活動支援

公共施設削減目標に対する合意形成や公共施設等個別施設計画推進等のために庁内検討会議の運営について提案及び支援を行うこと。また、町民に向け、取り組みに対する理解と協力を得るための方策についても提案及び支援を行うこと。

(2) 提出部数

提出書類ア～ウの順序で製本し、インデックスを付け、ファイルに綴じて提出すること。（左 2 穴綴じ。）

ア 正本 1 部（代表者印押印のもの）

イ 副本 1 2 部（正本の写し）

ウ CD-R 1 枚（PDF 形式で保存したもの）

7 審査方法及び受託候補者の決定

(1) 審査方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を公正に決定するため、審査委員会を設置し、予備審査及び本審査により評価する。

(2) 予備審査

参加表明書等の提出書類により評価を行い、評価点の高い上位4者を予備審査合格者とする。

ただし、参加者が4者以下である場合は、この限りではない。

予備審査等の結果については、7月19日(木)に参加者全てに対してその旨 FAX にて通知し、原本は同日付で郵送にて通知するものとする。

(3) 本審査

5の表に示すとおり企画提案プレゼンテーションの評価を行い、審査委員会の審査の結果、予備審査と本審査の合計評価で最高点を得た者を委託候補者として選定するものとする。

(4) 審査結果

審査結果は、全ての本審査参加者に郵送により通知する。

(5) 審査内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとし、また、異議申し立ても受け付けられないものとする。

8 契約締結について

(1) 受託候補者は企画提案書等の内容をもとに本町と協議した後、セツ浜町工事請負業者等指名委員会の承認を得た後、契約を締結する。

(2) 契約方法は随意契約によるものとする。

9 参加資格の無効

次の各号のいずれかに該当する者の参加は、無効とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類（企画提案書含む）に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案において著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

10 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正及び変更については、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。
- (7) 企画提案書等の評価配点表の点数については、公表しないものとする。
- (8) 電子メール、郵便等の通信事故について、本町は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 委託候補者として決定された場合であっても、虚偽等不誠実な記載若しくは対応が認められる場合又は重大な瑕疵等があった場合は、決定を取り消すものとする。